

第 1 9 回 総 会 議 事 録

平成 3 1 年 1 月 3 1 日 開 会

平成 3 1 年 1 月 3 1 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 報告事項 1 平成31年度農業振興方策に関する要請・要望について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- その他

事務局出席者 水野事務局長・小倉係長・石黒主査
開会 午後3時24分
閉会 午後4時52分

第19回芦別市農業委員会総会議事録

平成31年1月31日、第19回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1	谷野一仁	2	水田守	3	
4	佐渡重仁	5	高橋正人	6	藪雄一
7	加藤譲	8	石尾豊	9	太田拓寿
10	山本英幸	11	脇島真一	12	北野俊之
13	高見明	14	山田光範	15	滝孝造
16	中住昭				

2 欠席委員

古田和男

3 議事録署名委員

太田拓寿、山本英幸

事務局 長 定刻前ですが皆様お揃いになりましたので、只今から第19回芦別市農業委員会総会を開催する。

会 長 初めに、会長からご挨拶をお願いします。

事務局 長 第19回の総会に出席いただきありがとうございます。

議 長 (内容省略)

事務局 長 ありがとうございます。これからの進行について議長よりお願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を太田、山本両委員にお願いします。

事務局 長 次に、諸般の報告をお願いします。

事務局 長 本日、古田委員より欠席との連絡がありました。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

事務局 長 12月26日以降の経過について報告（内容省略）

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局 長 議案の概要について説明（内容省略）

議 長 それでは、報告事項1「平成31年度農業振興方策に関する要請・要望について」事務局より説明願います。

事務局 長 (別紙資料No.1、No.2に基づき、市及びJAに対しての要請・要望についての内容を説明)

議 長 この件について意見等はございませんか。

山本委員 市の回答の中で、ICTの関係で何か立ち上げなかったか。

事務局 長 1月18日に農協担当者、普及センター、市の3者で研究会を立ち上げた。今後、輪を広げながら研究等やっていく。

議 長 今年1年をかけて、芦別に合ったスマート農業の構築を探っていく。

議 長 他になければ、次に議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係 長 議案第1号についてご説明いたします。

議 長 今月の農地法第18条第6項における解約の通知は6件です。

農地係 長 (議案書に基づき、合意解約6件の内容を説明)

議 長 いずれの案件も引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

これらの件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。これら6件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

今月の農地法第3条による申請は6件で、売買が1件、使用貸借が1件、賃貸借が4件です。

はじめに1件目の売買の案件について説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料NO.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

次の説明をお願いします。

農地係長

次に2件目の使用貸借の案件について説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料NO.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案

どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

次の説明をお願いします。

農地係長

次の3件目から6件目は賃貸借の案件で関連があることから
続けて説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料NO.3)のとおり、各基準を
満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

これらの件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。これらの件について
原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を
議題とする。事務局より説明願います。

事務局長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
案件は、所有権の移転が8件、利用権の設定が5件です。

関連がありますので所有権の移転-1と所有権の移転-2に
ついて一括して説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議長

所有権の移転-1と2について、担当委員から説明願います。

北野委員

(所有権の設定-1及び2の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転-1について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-1及
び2について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－1及び2については、原案のとおり決定しました。

次の案件についてお願いします。

事務局 長

関連がありますので所有権の移転－3と所有権の移転－4について一括して説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長
太田委員
議長

所有権の移転－3と4について、担当委員から説明願います。

(所有権の設定－3及び4の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転－3及び4について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－3及び4について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－3及び4については、原案のとおり決定しました。

次の案件についてお願いします。

事務局 長

関連がありますので所有権の移転－5と所有権の移転－6と所有権の移転－7について一括して説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長
委員
議長

所有権の移転－5について、担当委員から説明願います。

(所有権の設定－5の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転－5について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－5に

ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－5については、原案のとおり決定しました。

所有権の移転－6について、担当委員から説明願います。

裁 委 員
議 長

(所有権の設定－6の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転－6について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－6について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－6については、原案のとおり決定しました。

所有権の移転－7について、担当委員から説明願います。

裁 委 員
議 長

(所有権の設定－7の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転－7について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－7について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－7については、原案のとおり決定しました。

(滝委員退席)

次に所有権の移転－8について説明願います。

事 務 局 長

それでは、所有権の移転－8について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

所有権の移転－8について、担当委員から説明願います。

菽 委 員
議 長

(所有権の設定－８の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転－８について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－８に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転－８については、原案のと
おり決定しました。

(滝委員着席) (菽委員退席)

次に利用権の設定－１について説明願います。

事 務 局 長

それでは、利用権の設定－１について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO. 4)のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議 長
水 田 委 員
議 長

利用権の設定－１について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－１の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－１について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１については、原案のと
おり決定しました。

(菽委員着席) (水田委員退席)

続いて利用権の設定－２について、説明願います。

事 務 局 長

それでは、利用権の設定－２について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO. 4)のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議長 委員 長
利用権の設定－2について、担当委員から説明願います。
(利用権の設定－2の調整内容について説明)
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－2について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－2に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－2については、原案のと
おり決定しました。

(水田委員着席)

続いて利用権の設定－3について、説明願います。

事務局 長
それでは、利用権の設定－3について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議長 委員 長
利用権の設定－3について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－3の調整内容について説明)

議長 委員 長
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－3について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－3に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－3については、原案のと
おり決定しました。

続いて利用権の設定－4について、説明願います。

事務局 長
それでは、利用権の設定－4について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議 長
藪 委 員
議 長

利用権の設定－４について、担当委員から説明願います。
(利用権の設定－４の調整内容について説明)
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－４について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－４に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－４については、原案のと
おり決定しました。

続いて利用権の設定－５について、説明願います。

事 務 局 長

それでは、利用権の設定－５について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議 長
太 田 委 員
議 長

利用権の設定－５について、担当委員から説明願います。
(利用権の設定－５の調整内容について説明)
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－５について、意見等のある方は挙
手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－５に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－５については、原案のと
おり決定しました。

北 野 委 員

あっせん調整会議の在り方について担当する農業委員に農地
流動化等促進委員会委員長の立場からお願いがある。

今回の案件の中で南地区で1件、北地区で1件、最終の調整
会議で時間がかかったものがあつた。最終の調整会議は、まと
まった内容の確認の場であり、協議の場ではない。その後の会
議日程にも影響を及ぼすため、きちんと最終の確認を行ってか

ら臨まれるようお願いします。

議長 最終の調整会議に臨まれる際には、十分配慮されるようお願い
します。議事については以上で終わります。
それでは次に、「その他」に入ります。
初めに、事務局から報告事項等がありましたら、よろしくお
願いいたします。

農地係長 次回の総会日程は、2月28日（木）14：00からの予定。
議長 他になければ、次に、JAたきかわから報告事項等があれば
ご発言願います。

滝委員 決算見込み及び組勘残等について説明。昨年は不良が影響。
議長 （以下、内容省略）
この件について何かご質問等はございませんか。
（なしの声）
無ければ次に土地改良区から報告をお願いします。

中住委員 農事用電力見直しの件における折衝状況等について説明。
議長 （以下、内容省略）
この件について何かご質問等はございませんか。
（なしの声）
このほか全体を通して何か意見等ございませんか。

太田委員 前回の総会であっせんの進め方のルールを決めたが、野花南
議長 地区の各農家には伝わっておらず、今後どのように周知するの
か。その場を作ってもらいたい。
農事組合の会議や人・農地プランの会議等を利用しながら周
知していきたい。

北野委員 野花南地区は1つの農事だが、常福は、連協で農業委員が発
言して各農事組合長に周知する。野花南だったら農事組合で末
端に周知してもらおう。

加藤委員 実際、農事組合の会議に出てくるのは20人にも満たない。
北野委員 あとは工夫してペーパーで回すなど最低限やらないと。とに
議長 かく周知をすることが大事。
他に意見等はありませんか。
（なしの声）
無いようですので、以上をもって、総会を終了する。